

ID: 160

担当部署: 産業観光課

処分の概要	利用の許可（変更許可を含む。）		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町農産物加工センター条例 第13条第1項		
例 規 番 号	平成21年 条例第28号		
<p>【根拠条文】 (利用の許可) 第十三条 加工センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とする。 2 指定管理者は、管理運営上特に必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。</p> <p>【基準】 第12条、第14条、聖籠町農産物加工センター条例施行規則第8条及び第11条の規定による。 (利用対象者) 第十二条 加工センターを利用できる者は、聖籠町に住所を有する個人又は規則で定めるものとする。 (利用の不許可) 第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可しない。 一 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 二 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 三 前二号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上不適当と認めるとき。</p> <p>(利用対象者) 第八条 条例第十二条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 人格のない社団であって、その構成員の過半数が聖籠町に住所を有する個人であるもの 二 農業法人であって、聖籠町に主たる営業所を有するもの 三 町長の承認を得て指定管理者が公共又は公益上特に必要と認めるもの</p> <p>(利用の制限等) 第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その利用を制限し、若しくは許可しないことができる。 一 集団的に又は常習的に暴力的不当行為を行う恐れがある組織の利益となることを行う者 二 酒気を帯びていると認められる者 三 感染症の疾病にかかっていると認められる者 四 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 五 その他管理上支障があると認められる者</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日